

令和2年 4月 1日

(宛名) 野田市議会議長

会 派 名 市民ネットワーク
経 理 責 任 者 名 小室 美枝子



野田市政務活動費収支報告書

次のとおり平成31年度(令和元年度)野田市政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

1 収 入

政務活動費 270,000円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	53,064	議員の学校主催 他
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
資料作成費	1,164	複写機使用料
資料購入費	13,192	書籍、年間購読料 他
備品購入費	0	
その他の経費	7,678	インク代
合 計	75,098	

3 残 額

194,902円



(別紙3)

旅費支出内訳書

会派名 市民ネットワーク

視察日	令和 元年 5月 14日 (火) ~ 令和 元年 5月 15日 (水) 2日間					
視察場所	都立多摩図書館					
調査事項	教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない ~学校教育・社会教育政策と地方分権一括法~ ①学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール ②公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題 ③公民館の基本的な役割と直面している課題 ④地方自治の本質と教育行政のあり方					
参加人員 1人	支出	内 訳			領収書	チケット
	28,000	受講料	28,000	円	○	No1-1
5月14日	463	東武アーバンパークライン乗車券 (運河 ~ 大宮)	463	円 × 1人		
	550	JR乗車券 (大宮 ~ 西国分寺)	550	円 × 1人		
	550	JR乗車券 (西国分寺 ~ 大宮)	550	円 × 1人		
	463	東武アーバンパークライン乗車券 (大宮 ~ 運河)	463	円 × 1人		
小計	30,026					
5月15日	463	東武アーバンパークライン乗車券 (運河 ~ 大宮)	463	円 × 1人		
	550	JR乗車券 (大宮 ~ 西国分寺)	550	円 × 1人		
	550	JR乗車券 (西国分寺 ~ 大宮)	550	円 × 1人		
	463	東武アーバンパークライン乗車券 (大宮 ~ 運河)	463	円 × 1人		
小計	2,026					
合 計	32,052					

②研修費(No 1)

領収証

No.20190514-17-1

野田市議会市民ネットワーク 小室 美枝子 様

¥28,000-

但し 第36回「議員の学校」参加費として

2019年5月14日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-8

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8000

旅費支出内訳書

会派名 市民ネットワーク

視察日	令和 元年 5月 24日 (金)				1日間	
視察場所	全理連ビル					
調査事項	幼児教育・保育「無償化」と保育行政 1. 子ども・子育て支援新制度の基本と「無償化」 2. 幼児教育・保育「無償化」法の概要と自治体の課題 3. 報告と討論 「無償化」の影響と自治体保育行政					
参加人員 1人	支出	内 訳			領収書	枚数
	10,000	受講料	10,000 円 ×	1 人	○	№2
5月24日	195	東武7-panpan- ライオン乗車券	(運河 ~ 柏) 195 円 ×	1 人		
	637	JR乗車券	(柏 ~ 代々木) 637 円 ×	1 人		
	637	JR乗車券	(代々木 ~ 柏) 637 円 ×	1 人		
	195	東武7-panpan- ライオン乗車券	(柏 ~ 運河) 195 円 ×	1 人		
合 計	11,664					

No.63

2019年4月24日

領 収 証

野田市議会 市民ネットワーク

小室美枝子 様

¥10,000 —

但し 地方議員セミナー「幼児教育・保育「無償化」と保育行政」(2019年5月24日開催)参加費として

上記金額正に領収いたしました

保 育 研 究 所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ

Tel. 03-6265-3173 Fax. 03-6265-3230

代表 村山祐一


預金払戻請求書による振込受付書 振込金受取書 (兼振込手数料受取書)

○お振込は手数料が安くて、便利なATMをご利用ください。

ご依頼日 2年 3月 17日	
フリガナ	フリガナ
金融機関名(漢字)を左づめてご記入ください	
銀行	
千葉銀行宛の振込 <input type="checkbox"/> 千葉銀行	
銀行以外の場合は○をお付けください。 信 <input type="checkbox"/> 信 <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 農 <input type="checkbox"/> 協 <input type="checkbox"/> 組 <input type="checkbox"/> 協 <input type="checkbox"/> 其 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/>	
預金種目 該当種目に○をお付けください 1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他	右づめてご記入ください
金額	拾億 億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円
金額	¥ 2 0 4 7 2 6
カタカナ カ) 千 ホ ウ キ ヲ カ イ ソ ウ コ ヲ ウ ケ シ キ ユ ウ シ ヲ	消費税込手数料 円 ¥ 8 8 0
おなまえ(漢字) 株式会社 地方議会総合研究所 様	<p>■このお振込は、別途定める当行の「振込規定」によりお取扱いさせていただきます。</p> <p>■振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。</p> <p>■お振込の訂正や組戻しには、別途所定の手続・手数料が必要です。</p> <p>■手数料一括契約の場合は、振込手数料(26)を除く受取書として発行させていただきます。</p> <p>納 紙 2017.3.17 千葉銀行 野田支店</p> <p>毎度ありがとうございます。株式会社 千葉銀行</p>
カタカナ ノ タ シ キ カ イ	印 紙
おなまえ(漢字) 野田市議会 様	
おところ 千葉県野田市鶴寿7-1	日中ご連絡可能な電話番号 (04-7123-1730)

②研修費No.3-1,2の合計 252,411円のうち
政務活動費より 9,348円支出

納入通知書兼領収書

住所	千葉県野田市鶴奉 7-1					
氏名	市民ネットワーク 様					
年度	01	会計	一般会計			
款	項	目	節	摘要	予算区分	調定番号
21	04	05	01	077	現年度	01062519
金額		1,164 円				
納期限		令和 2年 3月31日				
内容	複写機使用料 4~3月分 (市民ネットワーク)					
取扱課名	議会事務局					
上記のとおり納入してください。						
令和 2年 3月23日		野田市長 鈴木 有		領収日付印	上記金額を領収しました。  収納金融機関	

野 田 市

③資料購入費(No 1)

領 収 証

野田市議会市民センター

小室 美枝子 様

2019 年 5 月 14 日

★ 1,940 -

但書代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

NPO法人多摩住民自治研究会

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5

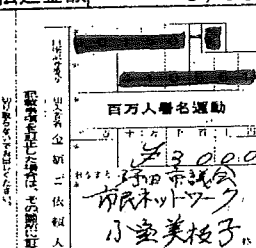
TEL 042-586-

FAX 042-514-

コクヨ ウケ-1048

書籍「公民館はこれのもの」

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-10-31	05642	A93170013
取扱店	ノタウメサトタング	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*3,000	料金 *152
 <p>振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)</p>		百万人署名運動 3,000 市民ネットワーク 小島美枝子
入金額	*3,202	
おつり	*50	
“あんしん” & “べんり” な スマホ決済アプリ ゆうちょPay		

「百万人署名運動」年間講読料

印紙税申告納付につき麹町
 税務署承認済

領収証

野田市議会
 市民ネットワーク 様

金 900 円

書籍代として

2019年 11月29日

「売り渡される食の安全」

東京都千代田区平河町2-3-10-216

山田正彦法律事務所

弁護士・山田正彦

⑥資料購入費(№ 4)

領収書

野田市議会 市民ネットワーク 様

金額 7,200 円

週刊新社会年間 2019 年度購読料として

2020 年 3 月 26 日

週刊新社会野田総分局

担当



野田商議会
野田外パーク
小島美枝子様

領 収 証

2020年01月11日 (土)


¥ 7, 678 -

上記正に領収しました (消費税等
DCMホームパーク野田みまき店
電話 04-77121-2788
但し

イタダキ


698円を含みます)

明細部分の *印は軽減税率(8%)適用商品です
保管のお願い保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います

担当者  0002-8739-4348

領収証明細

2020年01月11日(土)17:38 15*0002

責№51270447 

016 キヤラク 純正インク

合計

¥7,678

(内10%の消費税) ¥7,678

(内10%) ¥698

(内税計) ¥698

(税合計) ¥698

お買上点数 1点



15-TNo4348

店No03202

(別紙5)

令和元年5月17日

野田市議会議長 鶴岡 潔 様

会 派 名 市民ネットワーク

代表者氏名 小室美枝子



出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 出張者名 小室 美枝子

2 出張先及び研修名称等

(場 所) 東京都国分寺市泉町 2-2-26

(会 場) 東京都立多摩図書館

(研修会名) 第36回議員の学校

1日目 学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール

公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題

2日目 公民館の基本的な役割と直面している課題

私たちは民営化した図書館を直営に戻した

地方自治の本質と教育行政のあり方

全体にわたる質疑応答

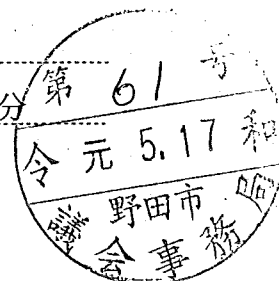
3 出張期間

令和元年5月14日～令和元年5月15日(2日間)

4 報 告

◇ 研修会等の状況

1日目①開催時間 午後 1時30分 ~ 午後 6時25分



②講師等氏名 荒井 文昭氏 (首都大学東京 人文社会学部教授)

松岡 要氏 (元日本図書館協会事務局長)

2日目①開始時間 午前 9時30分 ~ 午後 5時20分

②講師等氏名 長澤 成次氏 (千葉大学名誉教授・社会教育原論)

赤堀 久美子氏 (守谷の図書館を考える会)

池上 洋通氏 (「議員の学校」学校長)

◇ 参加の目的

・第9次地方分権一括法案による学校教育・社会教育政策の転換を考えるため。

・日本国憲法と教育基本法との関連から「学ぶ権利」を再度確認し、今回の改定の影響と課題を学ぶため。

◇ 会議の内容

○学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール ~学校教育制度の基本から考える~

1. 小中学校の統廃合について

・千葉県習志野市「公共施設等総合管理計画」の進め方から見る公共施設の更新等における問題点(学校施設を他施設の管理と同じとしている。学校は地域の核であり地域との連携を図るための大事な施設であること無視している。街づくりの理念が見えてこない。以上のことから教育環境を損ないかねない。)

・2000年から東京を中心にした公立学校選択制度が拡大した。教育的な観点と地域コミュニティへの配慮がされているのか疑問である。

2. 小中一貫教育について

・問題点の洗い出し

・戦後導入された6-3-3-4制の額制を変えていくため

・強引な統廃合による反対の声を上げる取り組みも広がっている

・そもそも中1ギャップや小1プロブレムが小中一貫で解決できるものなのか

※中1ギャップ: 中学校に進学した際に不登校やいじめの増加などの問題

が生じる現象

※小1プロブレム：学校の集団生活に馴染まない状態が続くこと。

3. コミュニティ・スクールについて

・現在行われているコミュニティ・スクール政策は、学校運営に親や地域住民が関われる仕組みを導入していくことよりも、学校教育と社会教育を一体のものとして「まちづくり」を行うことに重点を置いている。

4. 「学習する権利」と「不当な支配」の禁止について

- ・基本的人権としての「教育を受ける権利」
- ・「不当な支配」の禁止
- ・執行機関としての教育委員会
- ・教育の専門性の尊重 などを資料（法律）により読み解き、本質を考える。

5. 教育委員会の変遷と教育大綱づくりについて

- ・1956年 教育委員会法の廃止
- ・1999年 地方分権一括法による変化
- ・2006年 教育基本法の改定による評価国家化
- ・2014年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改定による
首長権限強化
- ・公的社会教育施設の首長町部局移管をめぐる動向
- ・教育に関する改憲案をめぐる問題

○公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題 ～民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減・・・

・公立図書館の現状（図書館を設置している自治体、設置率、設置自治体人口、図書館数、1館あたり人口などの表）、諸外国との比較。職員体制は、委託化、指定管理者制度が進んでいる。図書館の財政、図書館利用の基本等

- ・図書館とは⇒役割、機能：住民に求められる資料、情報を確実に提供すること、住民の生活、学業等に資するための資料など
- ・運営の基本⇒自治体が設置、教育委員会が所管し管理する、図書館の自立、司書を中心とした運営

- ・図書館の所管を教育委員会から外す動き
- ・長所管の図書館の状況
- ・指定管理者制度をめぐる状況
- ・指定管理図書館の問題（種類、株式会社の内訳、サービスの基本：資料貸出し数、図書館の指定管理者制度への対応、直営に戻す）
- ・政府、指定管理図書館を肯定せず
- ・図書館に求められている機能

○公民館の基本的な役割と直面している課題 ～地域で一人ひとりの
主権者としての学びを実現するために～

- ・さいたま市 三橋公民館「九条俳句不掲載」を考察してみる
- ・公民館の原点（各団体が相連携して町村振興の底力を生み出す場所）
例：1円を持ち寄り、公民館を立てる（浦安）、たまごを持ち寄りたまご公民館（成田）学びを通して住民自治を生み出していく気概
- ・戦後社会教育法制における社会教育の自由と自治
- ・公民館・社会教育法をめぐる国の主な動向を確かめる（住民参加、住の決定権が社会教育法で削除される、本来の地方分権ではなく地方自治を後退させている、規制緩和の論理はなじまないなど）
- ・第9次地方分権一括法を読む（社会教育法、図書館法、博物館法、地教行法）
- ・第9次地方分権一括法における「特定」概念導入の問題点

○民営化した図書館を直営に戻した ～守谷市の経験から学ぶ～

資料にて：運動に携わった市民から時系列にて報告。

市民活動もあつたが、議会でも指定管理制度の導入に伴う条例の改正を行った際に付帯決議が出されたことや、指定管理運営が開始されたのち、直ぐに図書館奉仕員5名も退職したこと、サービス実績の報告より開館時間は1.47倍になったにもかかわらず貸出冊数は1.1倍にとどまったこと、市長選の結果、新市長は選挙前のアンケートに対して指定管理はなじまないと思うと回答していた、など。

○地方自治の本質と教育行政のあり方 ～「地方分権一括法案」の成り立ちと自治体の選択～

・地方自治体の本質 憲法が定めたことを読み解く（日本国憲法と大日本帝国憲法との比較）

・国家の目的と政府組織の任務

・権力分立の原理の発展（中央政府とは別の基礎自治体：一人一人の住民と向き合わなければならない⇒住民が見えるか？）

・基本的人権の展開（資料：日本国憲法の人権保障、国際条約による基本的人権の保障）

・教育行政について

・地方分権一括法の流れとその背景（歪みが出てきた？）

・日経連の労働力について

・経団連ビジョン⇒小さい政府の提起

・道州制、労働市場改革により暮らしを変える

・地方公務員の数（各国の人口千人当たりを比較するときわめて少ない）

◇受講して参考になった点等

1. 学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクールについて

野田市が直面している学校の統廃合は、現時点ではない。しかし、参加者の報告からは、少子化が進む中での統廃合が大きな課題となり得る地域があり、その情報の共有という点で参考になった。また学校統廃合は、学区の地域の在り方をも壊されていくリスクもあり、教育という視点と今後の地域の在り方という視点が相反する方向性をしめしており危惧を感じた。

また、子供たちの成長の過程における留意点をしっかり行えばよいことではないだろうか。本来6-3-3-4学制のうちの最初の6-3は、発達段階を考慮しており、一貫校を進めることで問題（中1ギャップや小1プロブレムなど）が解決するものではない。教育の現場で子どもたちに関わる方々の見解と文科省の進め方の溝をしっかりと埋めていくための丁寧な議論が求められていると思う。今後の議論に注目したい。

2. 公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題について

公立の図書館のサービスの基礎・基本は、資料の提供であるが、その指標として貸出点数が削減されているというデータがある。その原因は財政的な理由も含め、資料費の削減や職員体制、指定管理者制度が要因にあるという見解であった。一つの指標として参考としたい。

野田市では、図書館4館中3館が指定管理者制度を導入している。

また、講師が参加者の自治体ごとの設置状況をデータとして作成して、その数字から自治体の大まかな特色が見えてきた。このデータをさらに精査してみようと思う。

3. 公民館の基本的な役割と直面している課題について

全国の公民館数は2000年には、約19,000館から現在では、約14,000館に減少しているという。憲法を普及させるため、文部省が公布した「・・・町村民に対して新憲法の精神を日常に具現するための公共施設として・・・公民館の設置を促進し、之が活動を積極的に助成することになり・・・」から公民館は、学びを通して住民自治を生み出す場所として、地域に平和と民主主義をもたらすための公共施設であることを改めて学んだ。そもそもの公共施設としての公民館の在り方が問われていると思う。2014年の埼玉県さいたま市三橋公民館「九条俳句不掲載事件」が市民に問いかける意味の深さを真剣に考えなければならない。「公民館の設置及び運営に関する基準」を改めて読もうと思った。

4. 民営化した図書館が直営に戻ったについて

図書館を指定管理者から直営に戻した事例報告。(茨城県守谷市) 市民活動もあったが、議会でも指定管理制度の導入に伴う条例の改正を行った際に付帯決議が出されたこと、指定管理運営が開始直後に図書館奉仕員の退職や開館時間は1.47倍になったにもかかわらず貸出冊数は1.1倍にとどまったこと、新市長は「指定管理はなじまないと考えていたことなどいくつかの条件が、結果を導いたと考えられる。全国には直営に戻したケースはほかにもある。どの自治体も同じような経過をたどることは難しいとは思いますが、その運営や利用実績は注視していきたいと思った。

5. 地方自治の本質と教育行政の在り方について

はじめに、講師から「議員たるや憲法と法律をしっかりと読む必要がある」と指摘された。確かに今回の研修の内容（公共施設としてのそもそもの在り方）は、きちんと憲法や法律に則っている。その基本的な考え方を学びなおす必要を感じ、市民の皆さんと公共施設の在り方を共有していくための情報が得られ、大変参考になった。

(別紙5)

令和元年6月18日

野田市議会議員 鶴岡 潔 様

会 派 名 市民ネットワーク

代 表 者 小室美枝子



出張調査報告書

調査のため出張しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

記

1 出張者名 小室美枝子

2 出張先及び研修名称等

(場 所) 東京都渋谷区代々木 1-36-4

(会 場) 全国理容生活衛生同業組合連合会ビル 9階会議室

(研修会名) 幼児教育・保育「無償化」と保育行政

3 出張期間

令和元年5月24日

4 報 告

◇ 研修会等の状況

①開催時間 午前10時00分 ~ 午後4時30分

②講師等氏名 逆井 直紀氏 (保育研究所常務理事)

田村 和之氏 (広島大学名誉教授)

寺田 東子氏 (弁護士・社会福祉士・保育士)

村山 祐一氏 (元帝京大学教授・保育研究所所長)

奥野 隆一氏 (大阪保育研究所)



◇ 参加の目的

今年10月から消費税が引き上げられた時、子ども・子育て支援による幼児教育・保育の無償化が導入されることを踏まえ、具体的な内容とその課題、子どもへの影響について知るため。

◇ 会議の内容

○ 保育制度の基本、近年の政策動向と「無償化」について

1. 保育制度の基本的理解について

- ・ 保育制度がたどってきた戦後からの在り方と背景
- ・ 子ども・子育て支援新制度の予備知識 導入前後の情報共有
- ・ 新制度の概要 (24条1項の市町村責任による保育所の維持:運動の成果、公的責任、条件の異なる保育供給方式の並立、直接契約・給付制度の導入)
- ・ 給付は保育利用者への補助:施設・事業者が代理受理
- ・ 認定制度の導入 2号、3号認定における、標準・短時間の区分
- ・ 利用料は応能負担的な額を国が設定 上限は市町村が定める
- ・ 施設・事業者は市町村による確認⇒これは新たな事務負担となる可能性?
- ・ 新制度の実施主体は市町村なので、計画策定、給付・事業を実施

2. 社会的に重要性を増す保育について

- ・ 社会に不可欠な施設としての保育所 (保育所・幼稚園入所児童数の推移/共働きの率 1997年 25.2% 2012年 41.5%)
- ・ 重要性が増したがゆえにいろいろな思惑が入り乱れる
- ・ 子どもの権利を重視する視点を
待機児童の解消のため、施設の拡大。急ぐあまり質の問題が大きな課題⇒無償化だけをアピール。タダだったらいいのか?

3. 主要課題の状況について

- ・ 待機児童対策 保育の量的拡大
- ・ 認可外施設の活用路線への転換
- ・ 保育士の処遇改善 保育士不足の深刻化⇒処遇の問題
- ・ 規制緩和の拡大・ITC化、人員配置の基準改善
- ・ 保護者の負担軽減=幼児教育・保育の「無償化」

4. 今回の「無償化」の概要と問題点について

・消費税増税とのセット 2019年10月から実施

・無償化の実施主体は市町村

・対象施設・事業等

・実費徴収等は対象外（行事費や通園バス代、副食食材費など）

・無償化の支払い方法 「現物」給付

・財政負担のしわ寄せ 年間7800億円 初年度約3900億円は国負担

・自治体への影響 財政負担

・問題点（保育行政への影響/保育現場への影響）

・認可外施設の問題（劣悪な施設はそのまま公認化されるのかという懸念）

・市町村が基準を達成していない施設を条例で除外すると条例を定める必要があるか

・食材費問題を考える

5. 「無償化」の真のねらい？について

・認可外活用法との指摘もある⇒待機児童ゼロを目指す？

・新たな認定

6. 今後の課題について

・真の無償化とは「すべての子どもに必要な保育を、質を確保しながら平等に保障すること」

・「無償化」等に関わる直近の新たな課題⇒認可外施設等の指導監督や認可化支援等をどのように実質化させていくのか、認可外保育施設等の実情の把握と質の向上に取り組む

○子ども・子育て支援法改正法 ～概要、法的問題、自治体の課題など～

1. 子ども・子育て支援法改正法の内容について

施設等利用費の支給仕組みを定めたもの

2. 改正法に定められていない事項（関係するその他の問題）

○【報告と討論】「無償化」の影響と自治体保育行政

報告1. 認可外保育施設・ファミサポを「無償化」する影響について

・無償化の範囲の問題点——命を守れない①

基準を満たさない認可外は自治体が指導監督の徹底を：0～2歳の低所得

層こそが、基準を満たさない認可外保育施設に預ける傾向がある。

・「保育の質」3要素の関係

構造(条件)の質×プロセスの質×労働環境の質

・死亡事故は認可外で認可保育所の26倍発生しているとも言われる。(基準違反の指摘事項は多い)

・死亡事故リスクは許容できない

・「保育士不足」で基準を満たせない?しかし潜在保育士は65万人以上

・保育士の負荷の軽減=無償化の前に、配置基準の改善を目指すべき

・配置基準

○1.2歳児は保育施設の方が全国平均より死亡率が高い⇒1歳の6人に対し職員が1人では、命を守るのに不十分

○3~5歳児の骨折事故は、20人以上を保育士が1人で見守っているときに起きている

○安全確保のために加配すると一人あたりの保育士給与は低下

○処遇改善で保育士不足の解消を

・無償化の範囲の問題点——命を守れない②

・託児事業は「保育」となり得るのか

・安全確保のために自治体がすべきこと

・認可外保育施設への立ち入り調査状況と「指導監督基準」の適合率

調査自体が行き届いていないなかで、基準違反が半数以上ある。

報告2. 幼児教育・保育の「無償化」と給食問題について

・政府の幼児教育・保育の「無償化」と給食費問題

・食材費(副食費)の取り扱い(と、免除対象の範囲)

・園運営の財政基盤である公定価格について(公表されている内訳)

・「無償化」による子どもの保育や園運営への影響

・保育所の給食は「食育」であり、社会の責任で保障を⇒「保育所における食事の提供ガイドライン」

・無償化に伴う給食・食材料費問題の緊急改善策について

・学校給食の無償化の動向

・幼児教育・保育の「無償化」政策と自治体への影響

報告3. 無償化と公立保育施設の統廃合・再配置・民営化 ～町づくりの視点から対応を考える～

- ・公立施設の統廃合と民営化を促進
- ・保育施設及び認定こども園の年次推移から見えること（資料参照）
- ・認定こども園への移行状況⇒公立施設の統廃合による子育て施設大規模化と再編・配置（目的は、財政効果、トップダウン方式手法で実施）
- ・公立就学前保育施設の廃止・統合と認定こども園化による再配置
- ・人口減少地域と認定こども園化（例：保育所を一か所にまとめ、認定こども園化する）
- ・公立施設の老朽化にどう対応するか（長寿命化に取り組む、耐震のための整備、財政面）

◇ 受講して参考になった点等

○「無償化」の内容と問題点について知りたいと思い、受講した。

子ども・子育て支援法成立時に疑問を持っており、民営化や認定こども園化による子どもたちへの影響についてしっかり把握すべきだと思っている。特に問題が表面化した企業主導型保育所のデメリットがニュースでも伝えられるようになり、子どもの成長環境の悪化が危惧される。保育の質の低下が心配される中、保育士不足が待機児童を増やしてしまうなど保育士の処遇問題も解決のめどのないまま「無償化」へのアピールが声高になってきた。その「無償化」がもたらす、保護者の負担軽減という隠れ蓑によりさらに保育の質や子どもの育ちに影響を及ぼす具体的なメリット及びデメリットを確認できた。

○主な参考点

- ・保護者の負担軽減
- ・無償化の対象（年齢）・・・3～5歳児、0～2歳児は住民税非課税世帯（施設）・・・幼稚園や保育所・認定こども園・地域型保育事業、企業主導型保育事業 など

新制度に入っていない幼稚園1号認定 上限2.57万円

認可外保育施設（認可外保育施設（ベビーホテル、ベビーシッター）、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）病児施設一時預かり）3～5歳児
上限3.7万円、0～2歳児の住民税非課税世帯は、上限4.2万円

いわゆる障害児通園施設 3～5歳児は無料（0～2歳児の住民税非課税世帯はすでに無料）

利用料無料にするために、給付認定申請書等の提出が必要となる。

- ・認可外施設の取り扱いについて(条例化で基準に達していない施設の除外)
- ・財政負担について
- ・給食費、副食費について（徴収作業の負担はどうなるのか？）
- ・「無償化」による新たな処遇の悪化は守れるのか など